

第3章 未来構想図

第1節 将来都市像

新生・宇城市が将来にわたって発展していくためには、美しい田園風景と不知火海で育まれた多様な地域文化を一つにして、地域間の融和と連携を図り、誇りが持てるまちづくりが求められています。

そのためには、「ひと、自然、文化きらめく未来都市」の理念のもと、「誰もが暮らしやすい都市づくり」「誇りあるふるさとづくり」「力強い産業づくり」を目指して、「強くやさしい未来都市」の基盤を築き、広い可能性を秘めた開拓都市（フロンティアシティ^{※1}）を市民と協働^{※2}して築いていく必要があります。

こうしたことから、本市の将来都市像を次のように掲げます。

**美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた
未来に輝くフロンティアシティ・宇城**

※1 フロンティアシティ…広い可能性を秘めた開拓都市。

※2 協働…同じ目的のために、協力して働くこと。

第2節 協働目標

本市の将来都市像「美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた 未来に輝くフロンティアシティ・宇城」を実現のためのまちづくりの課題を克服するミッション^{※1}として、次の5つの協働目標を掲げ、市民と共にまちづくりを進めていきます。

「環境共生」分野の協働目標

**Mission 1 自然と共生するエコタウンの構築
～みんなで築く循環社会の形成～**

「健康環境」分野の協働目標

**Mission 2 白寿へいざなうセルフケア^{※2}の確立
～QOL向上を目指す健康社会の形成～**

「都市基盤」「産業経済」分野の協働目標

**Mission 3 安定した生活・産業のインフラ^{※3}整備
～活力と魅力あふれる快適社会の形成～**

「安全防災」「生活環境」「社会福祉」分野の協働目標

**Mission 4 安全で安心できるライフサポート^{※4}の充実
～助け合い支え合う共生社会の形成～**

「教育文化」「市民協働」「行財政運営」の協働目標

**Mission 5 ユニークな文化と心とひとづくり
～役割を担い合う協働社会の形成～**

※1 ミッション（Mission）…使命、任務。

※2 セルフケア…健康の自己管理。

※3 インフラ…産業基盤、経済基盤、社会的生産基盤、 infrastructure の略。

※4 ライフサポート…生活支援。

第3節 土地利用構想

1 基本方針

土地は、市民生活や産業活動などの共通基盤であり、多様な機能を有する市民の限りある貴重な資源です。土地利用は、市域の均衡ある発展を目指し、長期的かつ総合的な展望に立ち、緑豊かな自然環境との調和を基本に、社会的、経済的、歴史的、文化的諸条件等に配慮する必要があります。また、環境の保全や公共の福祉に重点を置く一方、都市としての秩序ある自立性に向けて総合的な土地利用を合理的かつ有効に進めていく必要があります。

このことから、本市の土地利用の現状とこれから取り組むべき方向を踏まえ、次の3つを土地利用の基本方針とします。

(1) 共に支えあい安全で安心して暮らせる土地利用

日常生活に必要な公共施設、商業施設、医療施設、レクリエーション施設など、多くの人が利用する施設がより身近に利用でき、まち全体が住民一人ひとりにとって安全で安心して暮らせる生活空間としてまとまりを持つことが重要です。これを実現するために、施設のネットワーク化、バリアフリー化、防災機能の強化を図るとともに、地域のコミュニティづくりを進めます。

(2) 市民と行政が協働して進める魅力ある土地利用

地方分権の時代にあっては、行政と市民がそれぞれに役割を分担しながら、協働して土地利用を進めていくことが重要であり、とりわけ、市民や地域が主体的に自らの地域をどのようにしていくかを考え、それぞれの特性や実情に応じた魅力あふれるまちを築いていくことが重要です。これを実現するための仕組みをつくり、市全体の取り組みとしていきます。

(3) 自然と共生するゆとりと潤いのある土地利用

豊かな自然、美しい景観を引き続き守り、育み、生かしていくとともに、その中で市民が安らぎ、健康で文化的な生活が確保できるような土地利用を進めていくことが重要です。これを実現するために、住宅、工場等の建設にあたっては、環境に配慮した土地利用となるように努めるとともに、自然環境への負荷が少ない循環社会を目指します。また、緑地、公園等の整備により、ゆとりと潤いのある空間づくりを進めます。

2 用途別土地利用

(1) 住宅地

市街地の住宅地は、土地利用の高度化を図る都市型住宅（集合住宅）と既成市街地及び周辺地区の土地区画整理事業等により供給される計画的な住宅地で代表されます。前者の都市型住宅は再開発事業等と連携し供され、後者は、都市基盤整備が遅れている地域や住宅が密集し良好な住宅環境が確保されていない地域について、土地区画整理事業等により良好な住宅地の形成を図ります。

郊外市街地の開発による住宅地の形成は、緑豊かな自然環境の保全と創出を優先し、自然と一体的な開発の手法（環境共生型住宅地開発）を検討します。

農業地域においては、農村集落の環境整備を図ります。

山間地域では、水源のかん養などの公益的機能が強い地域性から、新規開発を原則として規制します。

（２）商業地

中心商業地は、活性化を図るため地元商店街等の協力のもとに市街地再開発事業や、交通の拠点である３か所の駅周辺の整備を進め、商業の集積を高めるとともに、自転車駐車場や共同の駐車場の整備などと併せて、生活文化、情報、ファッションを創出する地区として整備を図ります。

郊外商業地は、既存の商店街の充実と強化を図り、市民のニーズに応えた経営の育成を図ります。また、新たに開発される住宅団地については、複合的機能と併せた利便性の高い商業機能を整備します。

（３）工業地

郊外市街地での住工混在の弊害の解消を図るために、工業団地を整備するとともに、関連産業への波及効果が高い業種や環境と結びついた企業や研究施設の誘致を図る。九州自動車道松橋インターチェンジ周辺の土地利用については、全市的な産業全体の活性化に寄与するよう検討を行います。

（４）農用地

農業振興地域農用地区域を中心として食糧供給の基本的機能を重視し、集約型の農業の展開や観光農業、直売など付加価値の高い経営を図り、農業生産基盤の整備と併せて集落環境の整備を進めます。

農用地区域外や市街化区域内の農地については、地域へ供給する野菜などの生産のための農地として保全を図るとともに体験学習や市民農園等レクリエーションの場の提供、高齢者の生きがいや健康増進など生産以外の多面的な機能を生かして、市域内交流・広域交流を促進します。

また、休耕地などを利用して生物の生息空間の確保や景観形成の作物を植えるなど、子どもの情操教育※^１や環境教育の場としての活用を図ります。

※１ 情操教育…美しいもの、すぐれたものに接して感動する、情感豊かな心の育成を目的とする教育。

（５）森林・緑地

森林・緑地については、自然環境の保全、水源かん養、土砂流出防止による国土保全、保健休養等の公益的機能を有していることから、林業の振興と併せて保全します。

また、本市の緑と清流を支えていることから、森林・緑地の保全を市民的課題として位置づけ、緑のオーナー※^１、ナショナルトラスト※^２運動、林業体験の場の提供等に市民の積極的な参加を促進するとともに、新たなレクリエーションの場としての整備を図ります。

※１ 緑のオーナー…分収林制度の一形態で、国有林野事業における分収育林制度を指す言葉。

※２ ナショナルトラスト…開発や都市化から自然や歴史的環境を守るため、広く基金を募って保存、管理する運動、1895年にイギリスで始まった民間組織。

（６）水面・河川・水路・海浜

水辺は、豊かな自然環境の重要な構成要素であるとともに、市民の憩いやレクリエーションの場となっており、さらには本市の個性的な景観を形成している。これら水辺とのふれあいを通じて、水路等の浄化や水質への関心を高めます。

また、憩いやレクリエーションの場を生態系に配慮した空間として整備するとともに、水路等を活用して水辺とのふれあいの場を拡大します。

第4節 主要指標

1 人口

2000年（平成12年）の国勢調査では5町の総人口は63,968人で、1970年（昭和45年）の人口と比較すると、総人口は3.2%増であるのに対し、高齢者数は123.4%増、年少者数は35%減となっており、本市においても少子・高齢化は進んでいます。

出生率の低下により、2015年（平成27年）の将来人口は、減少傾向が予測されますが、住環境や子育て環境、雇用対策の充実など将来像実現に向けた各種施策を推進することにより、約70,000人と想定します。

2 就業者数

就業率については、高齢化が進展するものの、高齢者や女性の雇用の推進などにより、過去の平均程度で推移すると予想され、2015年（平成27年）で約34,000人の就業者数が見込まれます。

また、就業形態については、第1次産業人口の目標は現在の就業者数を確保し、企業誘致や福祉産業などサービス産業の育成を推進することにより、新しい雇用創出を図ります。

3 域内総生産

国内の景気動向は、1990年代のバブル崩壊後、長い景気低迷が続きましたが、近年は、徐々に回復しています。このことから、本市における域内総生産も、景気回復と人口増に見合った総生産の伸びが見込まれるため、年間平均1.5%の域内総生産の成長を目指します。

労働力状態（15歳以上）

（単位：人）

区分 旧町		15歳以上 人 口	労働力人口		非労働力 人 口
			就業者	完全失業者	
宇 城 市		54,076	31,330	1,410	21,289
内 訳	旧 三 角 町	8,925	5,024	220	3,671
	旧不知火町	8,355	4,832	236	3,287
	旧 松 橋 町	20,673	12,150	559	7,931
	旧 小 川 町	11,764	6,804	303	4,654
	旧 豊 野 町	4,359	2,520	92	1,746

資料：平成12年国勢調査